

平成27年3月26日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

新商品「結婚・子育て支援信託」の販売開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 若林辰雄^{わかばやし たつお}）は、お子さまやお孫さま等への結婚・子育て資金の贈与を支援する新たな信託商品「結婚・子育て支援信託」を、4月1日より販売開始する予定ですので、お知らせいたします。

「結婚・子育て支援信託」は、平成27年度税制改正により創設が予定されている制度に基づき、贈与する方が、贈与を受ける方へ、結婚・子育て資金を「一括贈与」した場合の贈与税が非課税となる商品です。

商品のポイントは、以下の通りとなります。

- ・ 贈与を受ける方1人あたり、最高1,000万円まで（うち結婚関連費用は300万円まで）の結婚・子育て資金の贈与が非課税となります。
- ・ ご契約できるのは、平成31年3月末までとなります。
- ・ 元本に万一欠損が生じた場合には、弊社が補填します。また、預金保険の対象です。
- ・ 管理手数料をご負担いただくことなくご利用いただけます。

今後も、三菱UFJ信託銀行は、資産管理の機能を活かした広く社会のお役に立てる商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

【商品の概要】

委託者	・ 結婚・子育て資金を贈与する方 ・ 贈与を受ける方と直系（祖父母、父母など）である必要があります。
受益者	・ 結婚・子育て資金の贈与を受ける方 ・ 贈与する方と直系（子、孫など）で、20歳以上50歳未満である必要があります。
信託期間	贈与を受ける方の50歳の誕生日の前日までの期間
信託金額	300万円以上1,000万円以下（贈与を受ける方一人あたり）
中途解約	中途解約はできません。
信託報酬	・ 管理報酬：無料 ・ 運用報酬：3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた金額
取扱店舗	三菱UFJ信託銀行の国内本支店

以上

(ご参考) 結婚・子育て支援信託の仕組み

